

令和8年1月7日

福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県公衆浴場入浴料金問題調査会
会長 樋口良之

普通公衆浴場入浴料金の改定について（答申）

令和7年11月19日付け7健第6568号で諮問がありましたこのことについて、当調査会の意見は下記のとおりです。

記

1 入浴料金統制額について

現行の普通公衆浴場の入浴料金に係る統制額は、改定する必要があると認められ、その額として指定すべき価格は、次に掲げる額とすることが適当である。

(1) 12歳以上の者についての入浴料金	500円
(2) 6歳以上12歳未満の者についての入浴料金	150円（据え置き）
(3) 6歳未満の者についての入浴料金	90円（据え置き）

2 付言

普通公衆浴場は、地域住民の公衆衛生上欠くことのできない施設であり、地域に必要な普通公衆浴場を確保していくため、次のことを付言するものである。

(1) 普通公衆浴場業界に対して

ア 普通公衆浴場の持つ公共性を認識し、入浴料金の設定に当たっては、地域の実情、個々の普通公衆浴場の経営状況、利用者に対するサービス等を反映した料金の設定となるよう業界を挙げて取り組まれ、経営の安定化に努められるよう期待したい。

イ 普通公衆浴場を取り巻く環境は、ますます厳しい状況にあるが、地域に根ざした公衆浴場の文化的価値を維持しながら安定的な経営をしていくため、高齢者福祉への貢献や地域振興への対応、若年層の利用促進など新たな需要の発掘を視野に入れた公衆浴場経営を進めることを期待したい。

（2）行政に対して

- ア 普通公衆浴場の経営環境が厳しさを増している状況に鑑み、施設の確保や経営安定化に関する施策の一層の推進を期待したい。
- イ 災害発生時における普通公衆浴場との相互協力体制を維持するとともに、高齢者福祉への協力や地域振興への対応など、普通公衆浴場の多様な活用を目指す普通公衆浴場業界への適切な指導を願いたい。